浜プランについては、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業所得を５年間で10％以上向上させることを目指す。この際、着実にＰＤＣＡサイクルを回していくことが重要であり、国は関係機関と連携して、定期的に優良事例や取組に当たっての課題を浜にフィードバックし、浜がより良い取組を導入できるように取り組むこととする。

さらに、浜プラン策定地区の多くが平成30年度末にプランの終期を迎えることを踏まえ、ＰＤＣＡサイクルの下で、１期目のプランにおける取組の効果・成果を検証した上で、第２期以降も更なる所得の向上に向けた取組を行うことが必要である。

また、国内水産業の競争力強化を図るため、市場統合や生産体制の効率化・省コスト化、流通・販売の合理化を進め、複数の漁村地域が連携し広域的に浜の機能再編や水産関係施設の再編整備、中核的担い手の育成に取り組むための具体的な取組を定めた計画である広域浜プランを策定し取組を推進する。また、多くのプランが平成32年度末に終期を迎えるが、第１期目の取組の効果・成果を検証し、第２期目以降も引き続き水産業の競争力強化に取り組む必要がある。

漁業就業者の減少・高齢化といった実態も踏まえ、浜の資源を活用し消費者ニーズに応えていくためにも、浜の資源のフル活用のために必要な施策について、引き続き検討を行う。

⑵　国際競争力のある漁業経営体の育成とこれを担う人材の確保

我が国の漁業においては、持続的な水産資源の利用の重要性がますます高まるとともに、水産物の消費量が伸び悩む中で、多様化する消費者ニーズに即した水産物の供給が求められている。また、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進め、国際競争力を強化していくことが重要な課題となっている。このような課題に取り組む者を、効率的かつ安定的な漁業経営体となるべく育成し、今後の漁業生産を担っていく主体（以下「担い手」という。）として位置付けることとし、これらの経営体に経営施策を重点化し、その国際競争力の強化を図る。担い手となる経営体の経営者は同時に地域のリーダーとして浜プランの実行にも参画することが期待される。このような人材を確保するために必要な施策を講じる。

このような資源管理・収入安定対策に加入する担い手が、限られた水産資源を管理しつつ将来にわたって効率的に利用して、漁業生産の大宗（我が国漁業生産額のおおむね９割に相当）を担い、多様化する消費者ニーズに即し、安定的に水産物を供給し得る漁業構造を達成する。

一方、漁業活動による環境保全や国境監視、海難救助等漁業の多面的機能を維持・増進するために必要な施策については、担い手以外の漁業者の役割も十分考慮しながら、講じなければならない。

⑶　新規就業者の育成・確保

新規就業者の確保を図るために、従来就業に向けた準備や就業後の技術の習得等を支援する措置が講じられてきた。今後は、新規就業者の漁業への定着率の更なる向上を図り、漁業生産の長期的な拡大につなげていくために、被雇用者としての就業にあっては、計画的な資源管理の下で効率的かつ安定的な漁業経営を目指す「担い手」たる漁業経営体への就業を支援し、独立・自営者としての就業にあっては、地域が「担い手」として育成することを認めた新規就業者に対し支援し、定着を促進する。

⑷　資源管理・収入安定対策の推進

我が国周辺水域における水産資源の状況は、低位にあるものや減少傾向にある魚種も多く、総じて厳しい状況にあることや、漁業生産においては燃油や配合飼料がコストに占める割合が非常に高いことから、漁業者自らの努力だけでは解決できない課題もある。

このため、自然条件等による不漁時等の収入を補填する収入安定対策及び燃油や養殖用配合飼料の高騰に対応するセーフティーネット対策を引き続き実施していく。

⑸　海技士等の人材の育成・確保

漁船漁業の乗組員不足に対応するため、水産高校等関係機関と連携して、計画的・安定的な人員採用を行う等、継続的な乗組員確保に努める。特に漁船員の高齢化及び減少に伴い、海技免状保持者の不足が深刻化していることを踏まえ、関係府省が連携し、水産高校、水産大学校、漁業学校、水産試験場等において、６か月間の乗船実習を含むコースを履修することで、卒業時に海技試験の受験資格を取得し、口述試験を経て海技資格を取得できる新たな仕組みについて、早急に作業を進め、平成30年４月を目途に実現を目指す。また、船舶の安全運航の確保の要請を踏まえつつも漁業における実態を反映した海技資格制度の運用の在り方について、早急に検討し、平成30年３月までに結論を得ることを目指す。

⑹　水産教育の充実

水産業において指導的役割を果たす人材を育成するため、関係府省が連携し、水産に関する課程を備えた高校・大学や国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校において、水産業の現場の要望を踏まえた実践的な専門教育の充実を図ることにより、水産業及びその関連分野の人材育成・確保を図る。

また、水産業普及指導員が国の重要施策の現場展開や新たな技術・知識の導入について指導・助言を行うことにより、漁業者の技術向上を図る。

⑺　外国人材受入れの必要性

水産業分野における外国人材受入れの必要性については、水産業の現場のニーズ、その将来の見通しや経営環境等の実態を詳細に把握し、経済的効果等を踏まえた方向を探る。

⑻　魚類・貝類養殖業等への企業の参入

漁業者が、必要とされる技術・ノウハウ・資本・人材を有する企業との連携を図っていくことは重要である。このため、国として、浜と連携する企業とのマッチング活動の促進やガイドラインの策定等を通じた企業と浜との連携、参入を円滑にするための取組を行うとともに、浜の活性化の観点から必要な施策について引き続き検討し、成案を得る。

⑼　水産業における女性の参画の促進

漁村・水産業分野の特性を踏まえつつ、政府の第４次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）に関する目標の達成に向け、漁協系統組織における女性役員の登用についての自主的な目標設定及びその達成に向けた普及啓発等の取組を推進する。

水産業においては、従来女性が加工分野等で活躍してきた。今後も、例えば消費者ニーズに対応した商品開発等、女性がその特性を生かしつつ能力を発揮できる多種多様な活動を促進し、女性の活躍の場を更に広げる。

2　国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進

⑴　資源特性や分布、利用状況に応じた資源管理の基本的な考え方や方向性

第３に掲げる自給率目標の達成のためには、まず、漁業生産の基礎となる水産資源を回復させ適切な水準を維持することが重要である。

我が国は、排他的経済水域内で、数百種にも及ぶ多種多様な資源を利用しているが、これらの資源の状況や漁業上・国民生活上の重要度は様々であることから、漁獲量や漁獲金額等が多い主要資源や広域資源及び資源状況が悪化している資源については、国が積極的に資源管理の方向性を示し、関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る。

このため、主要水産資源ごとに、維持すべき水準（目標管理基準）や下回ってはならない水準（限界管理基準）といった、いわゆる資源管理目標等の導入を順次図る。

⑵　資源管理指針・資源管理計画体制の推進

我が国漁業管理の大きな特長である、漁業者による自主管理や資源管理型漁業の歴史を踏まえ、漁業者が、国及び都道府県が策定する「資源管理指針」に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量の上限設定、漁具の規制等の資源管理措置を記載した「資源管理計画」を作成し、これを確実に実施する場合に、資源管理・収入安定対策によって、担い手たる漁業者の収入の安定等を図る。また、大宗の漁業者の参画を得て資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理を全国的に推進する。